

この「手引き」をご覧になるみなさまへ ～工場立地法について～

この「手引き」は、工場立地法にかかる各種届出事務を事業者のみなさまが円滑に行えるよう作成したものです。

工場立地法は、工場及び工場周辺の環境の保全・調和が図られることを目的に昭和48年に制定されたもので、事業者のみなさまが工場を新設、増設される際に緑地の確保を義務付け、生産施設の面積に制限を設ける等の規制を設けています。

この法律に基づく規制の対象となり、新設または変更等の際に届出が必要な事業所は、

- ①製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所を除く）にかかる工場又は事業場 であって、
- ②連続した敷地面積の合計が 9,000 m²以上又は建築面積の合計が 3,000 m²の工場又は事業場 です。

特に工場・事業場の新增設や改築等にかかる届出につきましては、原則として着工の90日前までに手続きが必要ですので、事業者のみなさまにおかれましては、この「手引き」を参照に速やかな手続きをお願いします。

工場立地法に関してご不明な点は、巻末の「お問い合わせ先」に何なりとご相談ください。

また、この「手引き」に関してご意見等がございましたら、今後の参考といったしたいので、ぜひお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

なお、この「手引き」における法令の引用は、次のように略語を使用しています。

法令の引用は、次のように略語を使用しました。

法	工場立地法（昭和34年法律第24号）
一部改正法	工場立地の調査に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）
令	工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）
規則	工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）
準則	工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）

工場立地法に基づく特定工場の届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲（法第6条第1項、令第1条・第2条）

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力、地熱発電所を除く。）、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が次のいずれかに該当するもの（以下「特定工場」という。）

連続した一区画内の土地における敷地面積	9,000m ² 以上
又は	
建築物の建築面積の合計	3,000m ² 以上

2 届出の種類

特定工場は、次の事由に該当する場合、それぞれ届出の義務があります。

（1）新設の届出（法第6条第1項）

特定工場の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）を行う場合

（2）変更の届出（一部改正法附則第3条第1項、法第7条第1項、法第8条第1項）

特定工場において、次の事項の変更を行う場合（軽微なものを除く）

ア 既存工場（昭和49年6月28日以前に設置された特定工場又は同日時点で新設工事中であった特定工場が、昭和49年6月29日以後に最初の変更を行う場合（一部改正法附則第3条第1項）

イ 政令改廃によって特定工場となった工場が、最初に次の①～④の変更を行う場合（法第7条第1項）

ウ 法第6条第1項に基づく新設の届出又は上記ア、イの変更の届出をしたもののが、その後次の①～④の変更を行う場合（法第8条第1項）

① 特定工場における製品の変更

- ・日本標準産業分類における3ケタ分類（例えば161）に属する業種が、他の3ケタ分類（例えば154）に属する業種となるような変更が行われる場合（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）
- ・当該工場に適用される生産施設面積率の準測値（γ値）が変わるような業種の変更が行われる場合
- ・当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数（α係数）が変わるような業種の変更が行われる場合

② 特定工場の敷地面積の変更

敷地面積の変更とは工事敷地を買い増す場合、一部を売却する場合、子会社、下請会社等に貸与する場合、公有水面を埋立てる場合等工場の敷地面積の増加又は減少をいう。

③ 生産施設の面積の変更

工場建屋、屋外プラント類等の生産施設の増設、スクラップ＆ビルト等の場合

※スクラップ＆ビルトとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいう。例えば、屋外プラントの本体を取り壊して新たなプラント本体を設置することはスクラップ＆ビルトに該当します。

④ 緑地又は緑地以外の環境施設の変更

緑地又は緑地以外の環境施設の面積を減少する場合又は配置を変更する場合

なお、減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置を変更する場合は変更の届出を要します。

【軽微な変更】

- ① 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- ② 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m²未満のもの
- ③ 特定工場に係る生産施設の撤去
- ④ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- ⑥ 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が 10 m²以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

(3) その他の届出

- ア 届出者の氏名又は名称、住所及び工場の名称、所在地（以下「氏名等」という。）の変更の届出（法第12条）
 - *法人等の代表者の変更は届出を必要としません。
- イ 届出者の地位の承継の届出（法第13条第3項）
 - ① 届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合
 - ② 届出に係る特定工場について相続又は合併があった場合
- ウ 特定工場を廃止した場合

3 届出の時期

(1) 特定工場の新設又は変更に係る届出

特定工場の新設又は変更の工事に着手しようとする日の90日前まで。

(2) 氏名等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止に係る届出

氏名等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止のあった日以後遅滞なく。

4 実施の制限

届出が受理された日から90日間を経過した後でなければ、原則として工事に着手してはなりません。

ただし、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合は、実施制限期間の短縮申請により短縮が可能です。

【参考】

工事開始の時点

- ① 新設の場合、敷地の造成工事を伴うものはその造成工事の着手の時点とします。
造成工事を伴わない場合は、建築物や緑地等環境施設の設置工事の中で最初の工事の着手の時点とします。
- ② 変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とします。
例えば、最初に緑地の撤去を行う場合はその時点とします。
- ③ 変更の工事を伴わない場合で、土地の売買により敷地面積の増加又は減少がある場合は、原則として移転登記の日を変更の時点とします。
- ④ 製品の変更を行う場合は、製品を変更する日を変更の時点とします。

※実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従うので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。

5 届出書類の一覧表

凡例
◎…提出が必要
○…変更がない場合は提出不要
△…「工業団地特例(△1)」「工場集合地特例(△2)」「一体計算(△3)」の適用を受ける場合は提出が必要
×…提出不要

(1) 新設または変更の届出

		新設	変更
特定工場新設（変更）届出書（一般用）及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	様式第1	◎ P.10	◎ P.28
特定工場における生産施設の面積	別紙1	◎ P.12	○ P.30
特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2の1 別紙2の2	◎ P.14 P.16	○ P.32 P.34
工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3 別図	△1 P.18 P.18	△1 P.36 P.36
隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4	△2 P.19	△2 P.37
特定工場用地利用状況説明書	様式例第1 別図1	◎ P.20 P.22	◎ P.38 P.40
生産施設、緑地、緑地以外の環境施設等の配置図	別図2	◎ P.23	◎ P.41
特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第2	◎ P.24	◎ P.43
事業概要説明書	様式例第3	◎ P.25	×
一体計算適用調書		△3 P.26	△3 P.44

(2) 氏名等の変更の届出（法第12条）

氏名（名称、住所）変更届出書	様式例第4	◎ P.46
----------------	-------	--------

(3) 承継の届出（法第13条）

特定工場承継届出書	様式例第5	◎ P.47
-----------	-------	--------

(4) 廃止の届出

特定工場廃止届出書	様式例第6	◎ P.48
-----------	-------	--------

(5) 提出部数 及び 届出先

- 三重県知事あてに、2部（正副各1部）提出してください。

※平成24年4月1日から届出先が変わります。

特定工場が市に所在する場合は各市役所あて、町に所在する場合は引き続き

三重県企業誘致推進課あてに提出してください。

6 届出書の作成方法

次の事項に留意してください。なお、新設又は変更の届出を行うにあたっては、準則（生産施設面積率・緑地面積率・環境施設面積率等）に適合しているかどうかについても確認してください。

(1) 用紙の大きさ

図面、表などのやむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

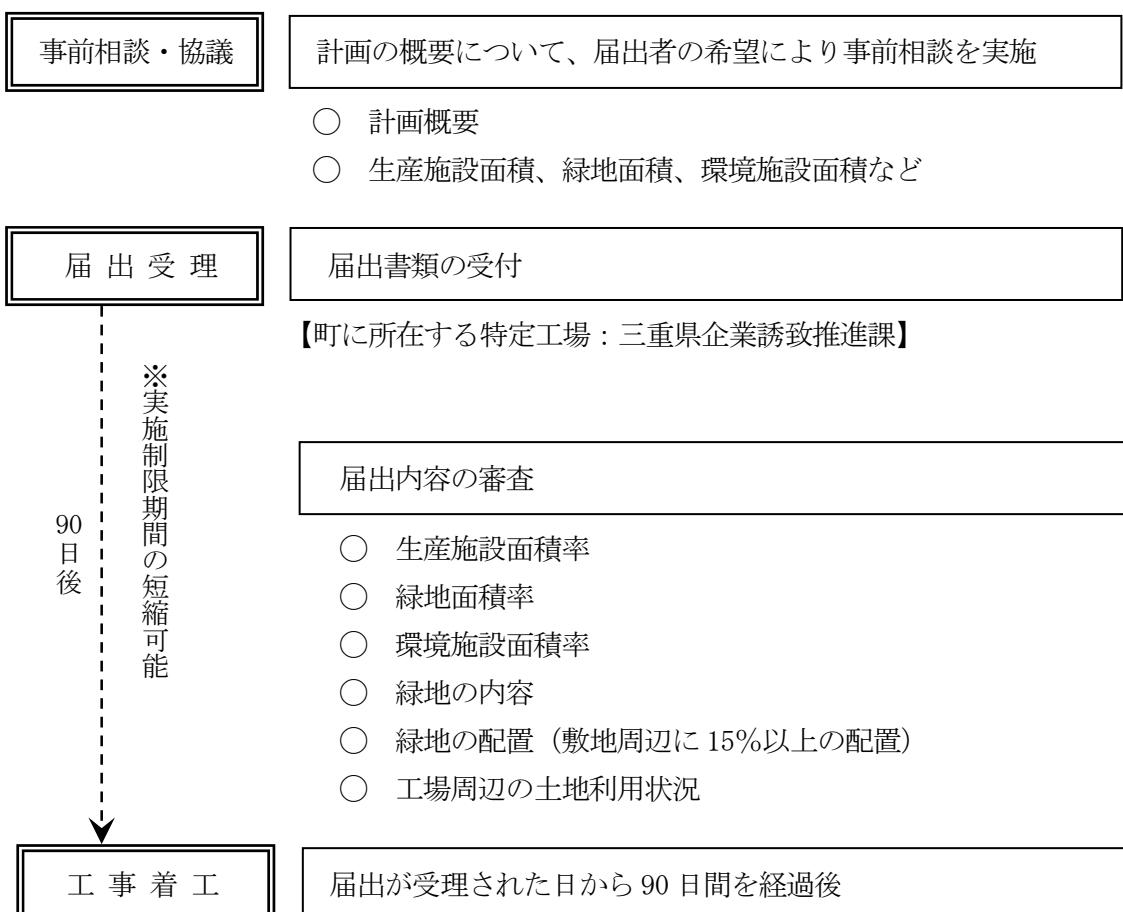
(2) 用紙のとじ方

前頁5(1)の「新設又は変更の届出」の項で掲げた順序のとおりに綴じてください。

(3) 記載方法〈新設・変更の届出〉

届出書の作成に当たっては、各様式の備考及び記入例等を参照してください。

7 届出手続きの流れ



工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の概要

三重県では、工場等の緑地面積率に関する基準（地域準則）を、都市計画法の工業地域及び工業専用地域に立地する「既存工場」について、限定的に適用する条例を制定しています。

1. 目的

企業の新たな事業展開を促すことによって工場緑地の実質的な増加を図り、工場と周辺環境との一層の調和と産業の活性化の両立を目指します。

2. 概要

(1) 設定区域

都市計画法に定める工業地域及び工業専用地域

(2) 対象工場

既存工場：昭和49年6月28日以前に設置された工場等

(3) 法準則と地域準則の比較表

	対象工場	緑地面積率	環境施設面積率	生産施設面積率	備考
法 準 則	新設工場及び設定区域以外の区域に存する既存工場	20%以上	25%以上	30~65%	—
地 域 準 則	既存工場	15%以上	20%以上	*業種により異なる	工業地域及び工業専用地域に存する場合

*既存工場については、上記の基準を満たしていない場合の経過措置として生産施設の増設・建替えの際に逐次、緑地を確保することとされています。

(4) 施行期日

平成15年1月15日施行

3. 条例の施行にあたって

この条例は、工場と周辺との一層の調和と産業の活性化の両立を目指して制定されたものです。

今後も工場の環境保全、工場緑地の整備等、環境に配慮した取組を積極的に推進されるようお願いします。

なお、工場立地法やこの県条例の他に、環境保全、緑化等を目的として市町が独自に制定した条例、要綱等があり、それぞれの立場から制限が加えられている場合があります。詳しくは住所地の市町（商工担当課）にお問い合わせください。

※経過措置

平成24年4月1日以降、特定工場の所在する市が条例により地域準則を別途定めるまでは、引き続き、県が条例で定めた地域準則を当該市で定めた準則とみなします。

（一括法附則第44条）

